

(証券取引法施行令の一部改正)
第十条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「禁治産の宣告」を

「後見開始の審判」に改める。

(都市再開発法施行令の一部改正)
第十二条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正す

る。

第四条の二第一項第一号中「禁治産者若しく

は準禁治産者又は」を削る。

(沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特

別措置等に関する政令の一部改正)

第十二条 沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適

用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政

令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「第十四条第四号」を「第

十四条第三号」に改める。

第三十二条第三項中「第五条第四号」を「第

五条第三号」に改める。

第三十九条第二項中「第七条第一項第二号」

を「第七条第一項第一号」に改め、同条第三項

中「第七条第一項第三号又は第四号に該当する

者と」を「第七条第一項第二号又は第三号に該

当する者と」に改める。

(沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特

別措置等に関する政令(一部改正)

第十三条 沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適

用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政

令第一百五十六号)の一部を次のように改止する。

第十三条第一項中「第十九条の四第一項第二

号」を「第十九条の四第一項」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進

等に関する法律施行令等の一部改正)

第十四条 次に掲げる政令の規定中「禁治産者若

しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは

被保佐人」に改める。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百一一号)第六条第二号イ

二 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十一年政令第三百七十八号)第五条第二号イ

(旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に

関する法律施行令の一部改正)

第十五条 都市再開発法施行令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令(昭和三十六年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「次の各号に掲げるるを「禁治産者又は」を「前項に規定する者」に改める。

(都市再開発法施行令の一部改正)

第十二条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正す

る。

第四条の二第一項第一号中「禁治産者若しく

は準禁治産者又は」を削る。

(沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特

別措置等に関する政令の一部改正)

第十二条 沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適

用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政

令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「第十四条第四号」を「第

十四条第三号」に改める。

第三十二条第三項中「第五条第四号」を「第

五条第三号」に改める。

第三十九条第二項中「第七条第一項第二号」

を「第七条第一項第一号」に改め、同条第三項

中「第七条第一項第三号又は第四号に該当する

者と」を「第七条第一項第二号又は第三号に該

当する者と」に改める。

(沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特

別措置等に関する政令(一部改正)

第十三条 沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適

用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政

令第一百五十六号)の一部を次のように改止する。

第十三条第一項中「第十九条の四第一項第二

号」を「第十九条の四第一項」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進

等に関する法律施行令等の一部改正)

第十四条 次に掲げる政令の規定中「禁治産者若

しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは

被保佐人」に改める。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百一一号)第六条第二号イ

二 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十一年政令第三百七十八号)第五条第二号イ

(旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に

関する法律施行令の一部改正)

第十五条 都市再開発法施行令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令(昭和三十六年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「次の各号に掲げるるを「禁治産者又は」を「前項に規定する者」に改める。

(経過措置)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施

行する。

(施行期日)

附則

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施

行する。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第

三項の規定により従前の例によることとされる

準禁治産者及びその保佐人にに関するこの政令に

の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共

施設の整備に関連する市街地の改造成に関する法

律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定

を除き、なお従前の例による。

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施

行する。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第

三項の規定により従前の例によることとされる

準禁治産者及びその保佐人にに関するこの政令に

の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共

施設の整備に関連する市街地の改造成に関する法

律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定

を除き、なお従前の例による。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第

三項の規定により従前の例によることとされる

準禁治産者及びその保佐人にに関するこの政令に

の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共

施設の整備に関連する市街地の改造成に関する法

律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定

を除き、なお従前の例による。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第

三項の規定により従前の例によることとされる

準禁治産者及びその保佐人にに関するこの政令に

の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共

施設の整備に関連する市街地の改造成に関する法

律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定

を除き、なお従前の例による。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第

三項の規定により従前の例によることとされる

準禁治産者及びその保佐人にに関するこの政令に

の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共

施設の整備に関連する市街地の改造成に関する法

律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定

を除き、なお従前の例による。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企
業関係法律の一部を改正する法律の施行期日は、
平成十二年二月十七日とする。

農業協同組合及び農業協同組合連合会
漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

内閣総理大臣 小渕 恵三

厚生大臣 宮澤 喜一

丹羽 雄哉

玉沢 徳一郎

農林中央金庫

商工組合中央金庫

国際協力銀行

日本政策投資銀行

十一 保険会社

建設大臣 中山 正暉

自治大臣 保利 耕輔

運輸大臣 深谷 隆博

内閣総理大臣 小渕 恵三

文部大臣 宮澤 喜一

厚生大臣 丹羽 雄哉

玉沢 徳一郎

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

農林水産大臣 深谷 隆博

通商産業大臣 丹羽 雄哉

建設大臣 正暉

労働大臣 保利 耕輔

十二 特定目的会社による特定資産の流動化
に関する法律(平成十年法律第五号)次
号において「資産流動化法」という。第二
条第二項に規定する特定目的会社であつ
て、同条第一項に規定する特定資産の管理
の流動化法第二条第九項に規定する特定資產
の流動化を行つものとして通商産業省令ま
で及び前号に掲げる者に委託するもの
十三、前号に掲げる者ほか、業として資產
の特定資産の管理及び処分に係る業務を第
一号から第八号まで及び第十一号に掲げる
者に委託するもの
第一号に見出しとして「中小企業者の範囲」
を付し、同条第一項中「次のとおり」を「次に
掲げる業種以外の業種」に改め、同項各号を次
のように改める。
一 農業

(特定社債保険に係る保険関係及び限度額の
特例)

第一条の五 法第三条の八第二項の政令で指定
する保険関係は、法第三条第一項に規定する
債務の保証(法第十二条に規定する倒産関
係に係る金融機関)を付し、同条の次に次
の三条を加える。
(金融機関の債権の譲渡の相手方)

第一条の三 法第三条第五項の政令で定める者
は、次のとおりとする。

2 保証に係る保険関係とする。

法第三条の八第二項の政令で定める限度額
は、五億円とする。